

手話 通訳って…?



きこえない・きこえにくい人ときこえる人とのコミュニケーションをスムーズにするため、手話言語⇄音声言語に通訳することです。

要約 筆記って…?



手話言語のわからないきこえない・きこえにくい人ときこえる人とのコミュニケーションをスムーズにするため、話の内容を要約して文字で伝える(通訳する)ことです。

紙などに書く、またはパソコンを使用する方法があります。



大切にしていること

手話通訳者・要約筆記者は、人々とのコミュニケーションを保障し、人々とのつながりを支援しています。きこえない・きこえにくいことにより不利益を生じないように通訳することを目的に活動しています。

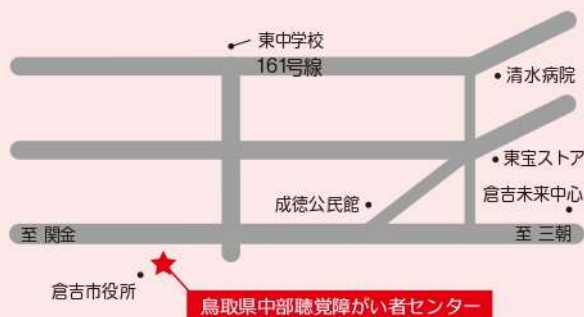
鳥取県中部聴覚障がい者センター

〒682-0822
鳥取県倉吉市葵町724-15

FAX:0858-27-2360
TEL:0858-27-2355



※中部圏域5市町の委託事業



公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会ホームページ
<https://torideaf.jp>



きこえない…

きこえにくい…

お困りではありませんか？

手話
通訳者

要約
筆記者



派遣のご案内



例えば、こんな時に利用できます

学校、保育園

入学式、卒業式
個人懇談、PTA役員会
参観日、説明会
部活保護者会
など…



家の相談

住宅ローン
リフォーム
お知らせランプ設置
電気、水道、ガス
など…



地域の集会

町内会
スポ少クラブ会議
など…



病院

定期受診、検査
手術、入退院
健康診断
栄養指導、薬の説明
など…



職場との相談

職場見学
定期面談
など…



手続き

役場、年金事務所
銀行、運転免許センター
など…



※上記の内容は、一例です。
詳しくは、中部聴覚障がい者センターへ
お気軽にお問合せください。

お申込みの流れ

派遣申込書の提出



必要事項を記入し、提出して下さい
(提出方法) ●直接センターへ持っていく
●FAX ●郵送 ●メール

※「派遣申込書」は、市町村役場、聴覚障がい者センターにあります
ホームページからもダウンロードできます

手話通訳、要約筆記
派遣者を調整

中部聴覚障がい者センターのコーディネーターが行います

派遣者決定のお知らせ

FAX、メール、郵便等でお知らせ
します



費用負担無し

個人情報を守ります



身体障害者手帳をお持ちの方は、基本的に費用負担はありません。ご不明な点をご相談ください。



手話通訳者・要約筆記者には、重い守秘義務が課せられています。職務上知り得た情報は、外部には一切漏れません。安心してご利用ください。

